

外部へ轉住する一世の遵守すべき注意事項

市民に非らざる総ての日本人は他の敵國外人と同等の待遇を享くるものなり
轉住所出所後は他の敵國外人と同様合衆國內を自由に旅行し得るものなり
一勿論合衆國檢事の許可證を要し又檢事の指令に従ふべきものとす
无記事項は諸君に對する報導及び一般參考手引きより熟讀の上疑惑の
ある節は最寄りの合衆國檢事に問合はるれ度し 檢事は快く協力を説明
の勞をとるべし

一各自は常に身分證明書(外人登録書)を携帯すべし

警察官又は係りの政府の官吏に該證明書の提示を求められたる時は快く
之に應ずべし紛失せる場合は直ちに附近の合衆國檢事に其の旨を通知
すべし

ニ法規上の姓名のみを使用すべし 他の姓名使用の場合には使用前に合衆國
檢事に許可證の請願をなすべし

三、若し姓名、住所又は職業を變更せる場合は直ちにペンシルベニア州費府の

移民歸化局外人登録課並にF. B. I. に變更の旨を通知すべし、各

自の『身分證明書』に各自の通告すべき地方のF. B. I. の所在地は記載しあり

四、大統領令に據り禁じられたるレデオ發受信機、短波レデオ受信機、寫

眞器、銃器及び其の他の禁制品の所有保管支配又は使用許されず

五、各自居留區域(市町村)外への旅行は許可證を必要とし旅行七日前

に最寄の合衆國檢事局へ出頭し許可證の請願をなすべし、出頭

不可能の場合はその理由を陳述し請願書を提出すべし、緊急の場合

合に限り七日以前に許可證の下附あるべし、合衆國檢事は出發及び

歸還の時日、旅行の目的、訪問地名記述の請願書を要求すべし

自己の居住地外にある場合は常に該旅行許可證を携帶すべし

六、縦てくの飛行機又は空中機による旅行と公衆に開放される又は接近

を許されるすべての公道、水路、空路、鐵路、地下道、公供施設(發電所

水源池 電信電話類)又は建築物へ立入り或は立寄りには許可されず

七 旅事総長の指定により敵國外人に對し禁止されたる地域に立入り或は居留すべからず

八 商用にて数回の往復を要する場合は総べての如かる旅行又は往復に對し
單一の許可證を請願し得るものとす 然して商用の性質往復回数
往復の地名を記述しかる商用旅行の許可を請願すべし 許可され
たる場合は合衆國檢事はかかる旅行の許可されたる旨を『身介證
明書』に記入すべし

九 外國旅行に關する取締法に據らずして合衆國より出國する事を得ず
外國旅行取締法に關しては華府外務省に照會されたい

『記憶すべき事』

敵國外人の行動に關する布告令並に規定を遵守することに依り他
の敵國外人と同様に行動の自由利権及び特權の行使を附與される

るものホリ 若し故意或は故意にあらざして規定に違反したる場合は逮捕
拘留又は戦時中監視禁示されることあるべし

下審の點ある場合は合衆國檢事に問合せられたし

貴君にして若し宣誓に依りて放釋せられたる者(ペロリー)なるか、或ひは國外放逐の處分をうけたる(デポティー)者なる時は總このペロリー及びデポティーに摘要せらるゝ、一般法令に従はざるべからず。又檢事總長に依りて發せられたるペロル令に含まるゝ特別の訓令を遵守せねばならぬものなり。

War Relocation Authority
Dept. of Interior
February 1945